

松山市スポーツ推進計画（案）の概要

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の主旨

本市では、全ての市民がスポーツに親しみ、心身の健康を実感できるまちづくりに向けた取組を引き続き推進するため、国の基本計画及び愛媛県スポーツ推進計画の内容を踏まえ、平成27年度に改定した松山市スポーツ推進計画の見直しを行うものです。

2. 計画の位置付け

スポーツ基本法第10条第1項の規定により定めるよう努めることとされている「地方スポーツ推進計画」です。

3. 計画期間

令和3年度から令和9年度までの7年間

4. 計画策定にあたっての事前調査

計画の策定にあたり、市民アンケート調査を実施しました。

- ◆調査対象者 20歳以上の市民3,000人
- ◆調査期間 令和2年2月3日(月)～2月17日(月)
- ◆回収率 49.6%(1,488人)
- ◆調査の主な内容
運動やスポーツの活動状況について
スポーツ観戦の経験について
スポーツに関するボランティアについて 等

5. 計画におけるスポーツの定義

本計画で用いる「スポーツ」は、競技として他者と競い合うもののほか、散歩やダンス・健康体操・ハイキング・サイクリング等、身体を使った運動全てを含むものとします。

第2章 前期計画の振り返りと評価

1. これまでの取組内容と成果

平成27年度に改定した計画に基づき、各種事業を実施しましたが、2つの基本目標の達成には至りませんでした。

○基本目標1

2020年度までにスポーツをすることが好きだと思う成人の割合を75%以上にします。
【市民アンケート調査結果】64.2%

○基本目標2

2020年度までに成人の週1回以上のスポーツ実施率を60%以上にします。
【市民アンケート調査結果】35.0%

2. 今後の課題

(1) スポーツを「する」こと

中高年世代などが運動・スポーツに触れ、楽しみを見出す機会を設けるなど、すそ野の拡大が必要です。

(2) スポーツを「みる」こと

地元プロスポーツチームの試合会場での観戦・応援機運を高める取組が必要です。

(3) スポーツを「ささえる」こと

障がい者スポーツの普及・推進に向け、認知度向上を図るほか、有資格者を活用した人材育成が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本市でも少子高齢化が進む中、世代や障がいの有無を問わず、全ての人が生涯を通してスポーツを楽しむことで、地域の活性化を推進し、笑顔と活気に溢れるまちづくりにつなげる必要があるため、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

全ての市民が、スポーツを「する」「みる」「ささえる」を通して心身の健康を実感し、笑顔と活力で地域を彩る『坂の上の雲』のまち松山の実現

2. 基本目標

基本理念の具現化に向け、以下の基本目標を設定し各種施策を展開します。

○基本目標1

スポーツを「する」「みる」「ささえる」のいずれかを通してスポーツのある生活を楽しむ人の割合：75%以上

○基本目標2

週1回以上、運動やスポーツを行う人の割合：60%以上

○基本目標3

松山市はスポーツが盛んなまちだと思う人の割合：50%以上

第4章 基本施策への取組方針

基本施策1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

(1) 子どもの運動習慣の推進

スポーツ教室の開催等を通して、スポーツに取り組む子どものすそ野を広げます。

(2) スポーツを通じた健康増進

気軽にスポーツに取り組めるよう、スポーツイベントを開催します。

(3) 高齢者スポーツの推進

高齢クラブへの活動支援のほか、高齢者も参加しやすい大会を開催します。

基本施策2 スポーツに親しむ環境づくり

(1) 松山市のスポーツ施設

利用者のニーズを把握し、利便性向上や計画的な改修・整備を進めます。

(2) 全国大会への出場支援・表彰制度

競技力向上を支援するため、激励金の交付や壮行会、表彰を実施します。

(3) 障がい者スポーツに関する取組

障がい者スポーツ大会を開催するほか、「ささえる」人材を育成します。

(4) 安全・安心に関する取組

指導者の資質向上により、スポーツ実施中の熱中症や事故の防止を図ります。

(5) 関係団体・機関との連携

スポーツ協会や文化・スポーツ振興財団と連携してスポーツ教室を展開します。

基本施策3 地域におけるスポーツ活動の推進

(1) 松山市が関わるスポーツ大会・イベントの推進

市民体育祭など、市民ニーズに合った大会を開催します。

(2) スポーツ推進委員活動の推進

推進委員が活躍の場を広げられるよう、研修会などの充実を図ります。

(3) スポーツボランティアの推進

関係団体と連携し、スポーツボランティアの活躍の場を提供します。

基本施策4 地元プロスポーツの活性化

チームに関する情報発信のほか、魅力的な誘客イベントを実施します。

基本施策5 スポーツコンベンション・国際スポーツ交流の推進

(1) スポーツコンベンションの推進

広報活動やきめ細かな開催支援を通して、効果的な誘致活動を行います。

(2) 国際スポーツ交流の推進

ホストタウン受入れの実績を生かし、更なる交流の発展につなげます。

基本施策6 スポーツに関する情報の発信

総合情報サイトの認知度の向上、掲載内容や機能の拡充に取り組みます。

各基本施策の取組目標

①子ども向けスポーツ教室の参加人数

現状 延べ10,109(人)

R8年度 延べ11,200(人)

②スポーツ推進委員と障がい者スポーツ指導員資格取得者が連携して障がい者スポーツの推進に取り組む回数

現状 0(回)

R8年度 15(回)

③スポーツ大会やイベントなどの運営や手伝いをしたことがある人の割合

現状 12.9(%)

R8年度 25(%)

④地元プロスポーツチームの試合観戦のため会場に行ったことがある人の割合

現状 17.0(%)

R8年度 25(%)

⑤大規模スポーツ大会・合宿の誘致件数

現状 10(件)

R8年度 15(件)

⑥スポーツ総合情報サイト「スポーティングシティマツヤマ. com」の閲覧数

現状 33,167(回)

R8年度 100,000(回)

第5章 計画の推進と評価

1. 計画の推進

本計画に基づく各種施策の実施にあたっては、市民や地域、各種スポーツ団体、教育機関、企業、その他の関係団体・機関等が「協働」して取り組みます。

2. 計画の評価

各種施策を展開した後、アンケート調査等を実施し、事業効果の評価・検証を実施するなど、PDCAサイクルを確立します。

